

SHK9001-1967

社会保障研究所の概要

1967年8月

(第2)

社会保障研究所

東京都千代田区霞が関3-3-4
(社会事業会館内)
電話代表(580) 2511

—— も く じ ——

設立の趣旨	1
設立およびこれまでの経過	2
機 構	4
研究会の運営	6
昭和42年度事業計画および収支予算	9
昭和42年度研究プロジェクト	12
昭和42年度主要事業実施予定	23
刊 行 物	24
昭和41年度研究事業日誌	26
社会保障研究所法	36
役員・顧問・参与・職員名簿	47

● 設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いましたが、一歩その内容にたち入りしてみると、いぜんとして各種の制度の間には著るしいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長や地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がさまざまな加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体裁には殆んどみざるべきものがない。その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのでありまして、すでに社会保障制度審議会においても1962年「社会保障制度の総合調整に関する基本方針」についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておりました。

1965年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

●設立の経過

昭和39. 2. 18 社会保障研究所法案国会提出（付託）

6. 26 法案成立

7. 7 社会保障研究所法公布施行（法律第156号）

11. 24 社会保障研究所長たるべき者として一橋大学教授山田雄三が大田指名を受け、また設立委員として社会保障制度審議委員会会長大内兵衛ほか7名が任命された。

12. 17 社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款等を決定した。

12. 21 社会保障研究所監事たるべき者として、慶応大学教授寺尾球磨が大田指名を受けた。

昭和40. 1. 11 社会保障研究所の設立登記を完了した。

1. 11 社会保障研究所の役員として、次の者が発令された（括弧内は現職）。

◎理事 塩野谷九十九（名古屋大学教授）

◎顧問 大内兵衛（社会保障制度審議委員会会長）
東畑精一（アジア経済研究所長）長沼弘毅（国際ラジオ・テレビセンター会長）

◎参与 馬場啓之助（一橋大学教授）福武直（東京大学教授）館総（厚生省人口問題研究所長）

1. 12 社会保障研究所の開け式を行ない、業務を開始した。

1. 26 合同研究会準備会としてヒヤリングが開始された。

2. 1 社会保障研究所の開所披露宴を目黒迎賓館において開催。

3. 4 社会保障研究所常務理事として木村又雄（社会福祉事業振興会常務理事）が発令された。

6. 1 研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会と、政策研究を中心とした合同研究会が発足した。

7. 26 第1回シンポジウム「社会保障とは何ぞや」開催（7月26日～27日）

11. 10 ISSA文獻委員会発足

11. 15 第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催（11月15日～18日）

2. 11 社会保障研究所設立1周年記念講演会およびパネラーを帝国ホテルにおいて開催。講演内容「福祉開発の意義と条件」講演者巖山政道

4. 1 昭和41年度の新研究プロジェクトのもとに、部門別研究会は従来の5つから6つに、合同研究会を政策研究会と改め、トピック的な問題を取りあげることとなった。

5. 15 常務理事木村又雄の辞職が発令された。

6. 2 常務理事として河角泰助（社会保障制度審議会事務局長）が任命された。

7. 8 第1回社会保障教室開講（9月22日まで）

7. 18 第2回シンポジウム「社会保障の体系化」開催（7月18日～19日）

10. 12 第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催（10月12日～15日）

昭和41年度個人研究発表会の開催。

昭和42. 3. 31

● 機

構

機 構 図

役員等

所長、理事、監事 本研究所の役員は、所長、理事および監事である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

顧問 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べ、顧問は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

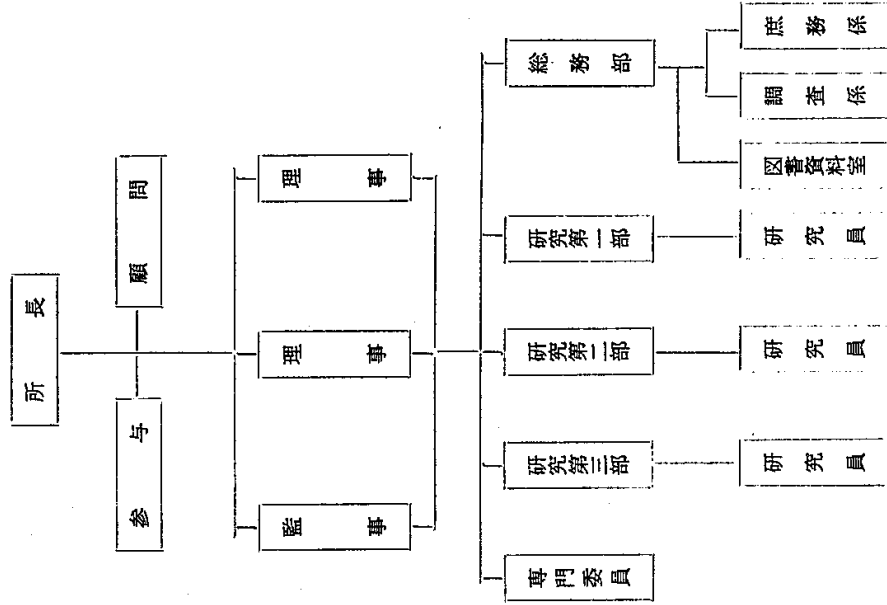
参与 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べる。参与は学識経験を有する者のうちから、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

職員

専門委員 専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

研究員 それぞれ経済学、社会学、社会政策等の専門学者として社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。

事務職員 研究所の庶務、人事、会計、会議等の事務を処理するとともに、図書資料の管理事務を行なう。



●研究会の運営

研究所における組織的な調査研究は、研究会を中心として運営され、昭和42年度においては研究課題ごとに設けられた部門別研究会および政策研究を中心とした政策研究会を設けている。

なお、これらの研究会のほかに特別な委員会として、図書委員会、ISSA文献委員会および海外社会保障情報編集委員会が設けられている。

部門別研究会
研究課題ごとに設けられた第Ⅰ研究会～第Ⅶ研究会は、主査および幹事のほかに、専門委員および常勤研究員をもって構成されているが、これらの所員のほかに随時外部の学者および行政官等の参加を求めている。

各研究会の構成および研究課題は次のとおりである。

◎ 第Ⅰ研究会

主査 江見康一（一橋大学助教授・専門委員）
幹事 地主重美（研究第2部長）
研究課題「a. 社会保障の所得再分配効果に関する研究一年金積立金に関する検討を含む
-b. 社会資本の計測と分析に関する研究」

◎ 第Ⅱ研究会

主査 小沼 正（研究第1部長）
幹事 曾原利満（研究員）
研究課題「a. 階層区分に関する統計的研究「b. 生活指標・経済指標の活用に関する研究」

◎ 第Ⅲ研究会

主査 福武 直（東京大学教授・参与）
幹事 三浦文夫（研究第3部長代理）
研究課題「現代社会の構造的変動と社会保障との関連に関する研究—開発的視点からみ

た地域福祉計画の策定と地域組織化に関する研究—」

◎ 第Ⅳ研究会

主査 森岡清美（東京教育大学助教授・専門委員）

幹事 渡辺益男（研究員）

研究課題「生活構造と社会保障に関する研究—扶養関係の変化と高齢者の生活構造に関する研究—」

◎ 第Ⅴ研究会

主査 中鉢正美（慶応大学教授・専門委員）
幹事 谷 昌恒（主任研究員）

研究課題「各国社会保障制度の歴史的研究—とくにアメリカにおける戦後の動向について—」

◎ 第Ⅵ研究会

主査 小山路男（横浜市立大学教授・専門委員）
幹事 平石長久（研究員）
研究課題「社会保障制度の制度部門別の比較研究—とくに医療保障、公衆衛生などに関する国際比較—」

政策研究会を主体とした合同研究会は、全研究員が参加し、社会保障に関する政策課題を研究することになっている。

内外の社会保障関係図書資料の蒐集を目的として、月1回開催されている。

国際社会保障協会からの要請により、わが国における社会保障の重要文献の目録、主要論文のデータベース

政策研究会

図書委員会

ISSA文献委員会

●昭和42年度事業計画および予算

トラクトを定期的に報告する目的で、小山路男（横浜市立大学教授）を委員長として関係学識者の参加を得て随時開催されている。

海外社会保障情報編集委員会

所長を委員長として関係機関の参加を得て随時開催されている。

○ 昭和42年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所法に規定する目的を達成するため、昭和42年度事業として次の事業を行なうが、研究事業費の総額は、10,902,000円であり、全額国庫補助金を予定している。

I 社会保障に関する基礎的総合的研究

次の研究課題について、より効果的な研究活動を進めるところとする。

なお、実質的な研究計画としては3年目に当たるので、一部の研究課題については前年度のそれを引継いで、さらに調査研究を展開することとするが、大部分の研究課題は前2年間の研究結果を踏まえて、新たな研究計画に基づき策定したものである。とくに研究計画の重点を、特別研究として「戦後の社会保障」についての歴史的発展経過と展望におくことにする。

(1) 社会保障の所得再配効果に関する研究

— 年金積立金に関する検討を含む—
別に社会資本の計測と分析に関する研究を併せ行なう。

(2) 階層区分に関する統計的研究

別に生活指標・経済指標の活用に関する研究を併せ行なう。

(3) 現代社会の構造的変動と社会保障との関連に関する研究

— 開発的視点からみられた地域福祉計画の策定と地域組織化に関する研究—

(4) 生活構造と社会保障に関する研究

— 扶養関係の変化と高齢者の生活構造に関する研究—
(5) 各国社会保障制度の歴史的研究

○ 昭和42年度収支予算

支 出	入	
	区 分	金 額 (円)
研究所運営費	政府補助金	57,477,000
管理事務費	政府補助金	57,477,000
(人件費)		
非常勤給与		
職員給与		
(管理事務費)		
所費		
交際費		
厚生費		
退職手当引当金		
研究事業費		
(研究事業費)		
諸謝金		
旅費		
図書購入費		
研究費		
計	計	57,477,000

一とくにアメリカにおける戦後の動向について—
 (6) 社会保障制度の制度部門別の比較研究

一とくに医療保障、公衆衛生などに関する国際比較—
 (7) 政策研究会

ひろく社会保障ないし社会開発に関するトピックスな課題をとらえ問題の所在およびその整理を行なうが、医療問題に関しては、前記(6)と合併して研究会を開き、経済計画、調整年金などについては随時単独に研究会を開く予定である。

(8) 特別研究

戦後の社会保障について

全体を3つの部門に分け、第1部門では戦後日本の社会保障の変遷を概観すると同時にその経済的、社会的背景との関連を明らかにし、第2部門では詳細な年表の作成、報告、答申、調査などの収集をはかり、第3部門では戦後から今日までの画期的と思われる論文の選定、検討を加える予定である。

II 社会保障に関する情報および資料の収集

(1) 国内および海外における社会保障に関する文献、図書、資料等の収集

(2) 海外における図書、資料の紹介および情報の交換

国連等を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行なうほか、ISSA関係の資料活動を引き続き実施する。

III 調査研究等の成果の普及

- (1) 季刊「社会保障研究」の発行
- (2) 研究双書、翻訳双書、所報等の発行
- (3) 基礎講座、講演会の開催
- (4) その他成果の普及に必要な事業

●昭和42年度研究プロジェクト

社会保障研究所の研究活動は、政策研究会をはじめ、第Ⅰから第Ⅶに分れる研究会が、それぞれのプロジェクトを定めて、専門委員、常勤研究員を中心に、広く専攻の研究員の参加協力を得て、着々その成果を積み上げてきている。すでにその成果のいくつかは中間報告として所内研究資料や季刊社会保障研究にまとめられているが、社会保障の研究領域はまことに広範多岐にわたっている。今日までの研究経過を踏まえながら、今後さらに数多くの問題を基礎的、総合的観点に立って、調査検討を加えていくことを期している。

42年度の研究プロジェクトについては、課題、目的などで、前年度のを引継いでいるものもあり、また新規の課題を掲げているものもある。第3年目に入って、各研究会はそれぞれ一層の前進を企図している。また本年度は特別研究として「戦後の社会保障」をとりあげるが、これは経済、社会、統計、制度の各分野からの共同研究として、本研究所の特色を十分に發揮することができよう。前年度からは諸外国の研究、研究機関との連絡交流も次第に活発となってきた。本研究所は今後とも、こうした海外との提携を十分にはかかっていきたいと願っている。

〔第Ⅰ研究会〕

1. 研究課題

- a) 社会保障の所得再分配効果に関する研究一年金積立金に関する検討を含む一
- b) 社会資本の計測と分析に関する研究

2. 研究目的

- a) われわれはこれまでに、戦後の社会保障にはかなり顕著な所得再分配効果が存在するにもかかわらず、それ

がしだいに低下傾向をたどっていることを明らかにすることができた。これはわが国の社会保障の性格を考へる上で、きわめて重要な問題であり、その原因の如何を十分に解明しておかなければならない。再分配効果はたんに所得階層分布への直接的効果ばかりでなく、国民経済の総貯蓄、有効需要、生産能力に与える第2次効果がこれに劣らず重要なポイントであり、とくに膨大な積立金の経済効果が明らかにされなければ、最終的再分配効果を把握することはできない。本研究会の課題a)ではさらにこれまでの研究結果の分析をすすめ、再分配効果の変化の原因を明らかにし、さらに国民経済への所得乗数効果、生産効果を説明するとともに、近年漸く重要性をまわしてきている年金積立金の経済効果について、総合的な検討を加え、わが国社会保障制度の所得再分配機能を全体的に把握しようとするものである。

b) 社会保障の経済分析は従来主としてフローの観点から給付、拠出水準とその変動効果に重点がおかれ、国際比較においても給付水準が社会保障水準の指標と考えられていた。しかし国民福祉の向上を目標とする社会保障制度の進展のためには、フローとならんで社会資本の量的拡大と質的充実をはからなければならぬ。本研究会の課題b)では、社会資本のうちとくに社会保障に関連のある社会福祉、公衆衛生、医療施設などの資本ストックを計測し、その結果を分析して社会保障水準を、ストックの見地から検討しようとするものである。

3. 研究内容

- a) i) 階層別再分配の総貯蓄への影響
- ii) 社会保障による所得再分配の要因分析

- iii) 所得再分配とリテラティブ・シェアー(相対的分割)
- iv) 年金積立金の経済効果
- b) i) 社会資本とくに社会福祉施設、公衆衛生・医療施設の資料蒐集と推計
- ii) 社会資本の地域分析

4. 研究計画

本研究会は昨年度、「社会保障の所得再分配効果に関する研究」という課題を掲げて再分配問題の検討を重ね、「戦後わが国における社会保障の所得再分配効果に関する実証分析」を中間報告としてまとめた(季刊社会保障研究 Vol. 2, No. 4)。また財源問題については「社会保障の財政問題」「年金積立金の経済問題」として数回の研究討論会を開いた。

本年度の課題 a) は前年度の研究成果の展開と分析を中心とし、とくに総貯蓄への影響については「家計調査報告」「農家経済調査報告」を利用して所得階層別支出の推計のための計算を行う。また要因分析は標準化法によって、要因の確定とその寄与率を推定する。年金積立金については、集中的に数回の研究討論会を開いて検討をすすめる。

課題 b) は本年度の新規作業であり、また資料の所在や解釈にも専門的な知識が要求されるので、国富調査を担当した官庁関係者から調査方法等に関する報告を主とした数回の研究会を開く。年度後半から逐次調査結果の報告にもついて検討をすすめる。年度内には一応の成果を得る予定である。

【第Ⅱ研究会】

1. 研究課題

- a) 階層区分に関する統計的研究
- b) 生活指標・経済指標の活用に関する研究

2. 研究目的

a) 社会保障の機能については、所得再分配効果の測定、国民各階層の拠出能力の検討など、階層区分を視点とした多くの統計的研究が必要である。しかし、従来の階層区分は所得額や支出額の大きさを主にしたのであって、収支の変動、家計赤字の動向、消費パターンの変化など、家計の質的側面からの構造的理解が欠けていたように思われる。本研究会はこれらの点の究明をすすめる、向後の社会保障研究の基礎的尺度を確立しようとするものである。

b) 生活指標、経済指標を体系的に選択し、その時系列的比較を試みることによって各種指標にあらわされる経済成長の影響を明らかにし、生活水準、経済水準を通じて、社会保障水準と、経済成長との相互関連を把握しようとするものである。

3. 研究内容

- a) i) 所得階層区分に関する既往の資料の検討、および問題点の整理
- ii) 社会保障研究のためのより適切な階層区分の設定—重点を低所得階層におく—
- iii) 所得、消費支出、および社会的要素による階層区分と、その相互関連の究明
- b) i) 国連の社会開発研究所、報告Ⅱの手法を用いて、わが国における昭和初期以降の各種指標の時系列的考察
- ii) 指標の体系化

iii) その他、指標の活用に関する研究

4. 研究計画

本研究会の課題 a) は本年度新規のものである。b) は前年度すでにその成果を所内研究資料 (No. 6505, No. 6601, No. 6604) としてまとめている。また、これら資料をもとにした報告を季刊社会保障研究 Vol. 3, No. 1 に発表する予定である。

本年度前半は主として課題 b) を中心に毎月 1 回研究会を開き、その成果は特別研究の中の「社会保障の水準と類型」に資する予定である。後半は課題 a) に重点を移し、毎月 1 乃至 2 回の研究会を開催する。なお本研究会は官庁統計を主たる資料とするため、関係官庁の担当者の研究協力を求める。

[第Ⅲ研究会]

1. 研究課題

現代社会の構造的変動と社会保障との関連に関する研究—開発的観点からみれば地域福祉計画の策定と地域組織化に関する研究—

2. 研究目的

現代の工業化および都市化の進展は、社会構造、人口構造に大きな影響を与えている。本研究会は社会学的観点に立って、最近の社会変動の基調を探り、社会開発や社会保障との関連、また、それらの今日の課題を明らかにすることを目的としている。本年度はとくに高度の経済成長のもとで、地域社会の変動がもたらす諸問題を考察し、地域住民の積極的参加による地域福祉計画の策定の意義と方向を、事例研究に基づいて明らかにし、あわせて、コミュニ

ティ・ディベロップメント的発想と、その地域福祉対策への適用を検討しようとする。

3. 研究内容

- i) 戦後の地域社会の変動と地域開発政策の展開
- ii) 海外におけるコミュニティ・ディベロップメントの展開
- iii) わが国におけるコミュニティ・ディベロップメントの適用の問題

IV) 村落社会の地域福祉計画と組織化に関する事例研究

V) 都市社会の地域福祉計画と組織化に関する事例研究

4. 研究計画

前年度はコミュニティ・ディベロップメントの概念について海外の文献紹介を中心に検討をすすめてきた。他方わが国におけるその具体的な展開の事例として「保健福祉推進運動」をとりあげ、福島県内の二町村を選定して、その実態について調査をすすめてきた。これらの研究については、「コミュニティ・ディベロップメントの概念については」として所内研究資料、および季刊社会保障研究 Vol. 3, No. 1 にまとめるとともに、実態調査については別途報告書を作成中である。

本年度の前半は研究内容 i), ii), iii) に関し資料・文献の検討を中心として研究をすすめる。IV), V) については理論的枠組の設定にとめる。後半はとくにⅦ 1), V) の研究内容について、典型的と思われる事例をとり上げ、実際に即した研究調査を行う計画である。

〔第IV研究会〕

1. 研究課題

生活構造と社会保障に関する研究—扶養関係の変化と高齢者の生活構造に関する研究—

2. 研究目的

現代の社会変動は社会生活にさまざまな影響を与えているが、その社会生活の基礎的単位としての家族も大きく変化している。本研究会は家族構成の変遷とあわせて、その生活構造、生活環境の変化を考察し、社会保障の観点から、その対象別に問題点を明らかにすることを目的としている。

本年度はとくに、高齢者扶養の問題に焦点をおき、高齢人口の増加にともなう社会的経済的諸問題の検討をすすめ、高齢者の意識と生活構造の変化の実態を明らかにし、老齢保障、および老人福祉に関する基礎的な資料を得ようとするものである。

3. 研究内容

- i) 近代化にともなう家族と社会保障の関係
- ii) 家族の変化と老人扶養の問題
- iii) 高齢者の生活構造
- iv) 老齢保障と老人福祉の基本的動向

4. 研究計画

前年度は核家族化にともなう児童扶養の問題を中心に研究をすすめてきた。実証的研究として福島県北会津村を選定し、児童扶養の実態調査を行った。この調査については、「家族周期の観点からみた児童養育費の実態—とくに農家を中心に—」として近く報告書を作成する予定である。本年度前半は研究内容i)、ii) について既存の文献に基づ

く理論的研究をすすめるとともに、前年、および前々年に行った調査結果をもとに、「工場地帯、および農村地帯における児童養育費の実態」の取りまとめを行う。後半はiii) iv) について文献の検討に基づく理論的考察をすすめるが、必要に応じて実地調査を行う予定である。

〔第V研究会〕

1. 研究課題

各国社会保障制度の歴史的研究—とくにアメリカにおける戦後の動向について—

2. 研究目的

社会保障制度は各国の社会的経済的背景のもとに、それぞれ独自の発達をあげている。本研究会はその歴史的發展の過程をたどり、各国制度の特質を明らかにするとともに、社会保障の経済的・社会的機能と役割に対して、共通した理解を得ることを目的としている。本年度は戦後のアメリカにおいて、高度の経済成長がもたらした新しい貧困の問題をもちあげて、現代社会における社会保障制度のあらたな課題を究明することを期している。

3. 研究内容

- i) Readings in Social Security (1948)

Social Security (1960) ともにW.Haber, W.Cohen
の編著

Economic and Social Security (1962)

J. Turnbull 編著

などの基本的文献にもとづく社会保障の論点の整理
検討

- ii) 60年代以後おびただしく刊行された所謂アメリカの貧

困文獻の検討

iii) イギリス救済法の生成とその崩壊過程の研究

4. 研究計画

本研究会は初年度以来、アメリカ合衆国における19世紀以降の社会福祉の歴史をたどり、今世紀10年代の州段階の社会立法の発達を経て、35年法成立に至る経緯を中間報告としてまとめ(所内研究資料)、その概要は季刊社会保障研究 Vol. 3, No. 1に掲げる予定である。以後、35年法のその後の展開については、E. ウィッチとS. ハリスの著書、論文を中心に検討を重ねてきた。しかし、35年法による給付の支給は40年以降に属し、社会保障の経済的効果が現実に関われようとするに先立って戦時経済の時代に入った。したがって、戦後開期の経済発達から今日に至る時期を本年度の研究課題とし第2次世界大戦前のアメリカ社会保障法の初期段階での、いくつかの問題点は、中間報告第2としてまとめる予定である。本年度も、研究内容に挙げた諸文献の共同討議、分担者による紹介報告などを中心として研究会をすすめ、順次i), ii), iii)に及ぶ計画である。

〔第Ⅴ研究会〕

1. 研究課題

社会保障制度の制度部門別の比較研究とくに医療保障、公衆衛生などに関する国際比較

2. 研究目的

現在各国で実施されている制度は、老齢、疾病、死亡、疾病、出産、労働災害、失業に対する給付、および家族(児童)手当のすべて、または一部を含んでおり、所得保障と医療保障を二本の柱として、社会保障の達成を企図して

いる。本年度はとくに医療保障の問題をとりあげ、その周辺にある問題として公衆衛生についても、広く各国の制度を比較検討するものである。

3. 研究内容

- i) 各国における医療保障制度の比較研究
- ii) 各国における医療制度、公衆衛生などに関する比較研究

4. 研究計画

昨年度から開始された本研究会は政策研究会と歩調を合せて研究活動をすすめ、今日まで年金と医療をとりあげてきた。研究は諸外国とわが国の制度を関連させながらすすめられ、とくに年金ではヨーロッパ諸国と日本における多くの問題が検討された。

本年度は、前年度すでにその一部がはじめられた医療の問題を引継ぎ、さらに医療保障制度を支える周辺の諸制度についても比較研究をすすめる計画である。

〔政策研究会〕

前年度に新設したこの研究会は本年度も施行されるが、医療問題に関する限り、前記第Ⅴ研究会と合併で開いていく。ただし経済計画、調整年金などについては随時単独で研究会を開く予定である。

〔特別研究〕

課題—戦後の社会保障—

本年度は特別研究として「戦後の社会保障」というテーマをとりあげ、全体を3つの部門に分け、第1部門では戦後日本の社会保障の変遷を概観すると同時に、その経済的、社会

●昭和41年度主要事業実施予定

昭和42年度の研究所の事業のうち主なものは、研究会の運営、シンポジウム、基礎講座の実施等であるが、その内容は次のとおりである。

研究会

○政策研究会

医療制度、経済計画、調整年金などにおける社会保障制度の位置づけなどトピックス的な問題を取り上げ毎月1回程度開催する。

○部門別研究会

各部門別に毎月1回～2回開催する。なお、4月～8月は本来のテーマに基づき「戦後の社会保障」も併せ行なう。

公開研究会

昭和42年度公開研究会を6月に実施する。

基礎講座

第3回基礎講座を10月に開催する。

シンポジウム

研究所設立3周年記念事業の一環として、43年2月に公開シンポジウムを開催する。

的背景との関連を明らかにし、第2部門では詳細な年表の作成、報告、答申、調査などの主要資料の収集をはかり、第3部門では戦後から今日までの画期的と思われる論文を選定、収載する予定である。その目的とすところは、これによってわが国の今後の社会保障のあり方を掘りさげていくための手がかりとして、正しい歴史的な展望を得ることにある。

なお、その研究成果はそれぞれ総論、資料篇、論策篇の3部よりなる単行本を「戦後の社会保障」と題して上梓する計画である。

季刊 社会
保障 研究

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとありあげ、執筆陣も研究員のはかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、特集号を含めて年5回発行している。

海外 社会 保障
情 報

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ適格に収録し、隔月ごとに刊行している。

翻訳 シリーズ

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

1. ILO編「世界各国における社会保障の費用」(1958～1960)
2. アメリカ保健教育福祉省編「世界各国の社会保障制度」(1964)
3. R. M. Titmuss 著「福祉国家の理想と現実」
4. M. S. Gordon 著「社会保障の経済分析」

所内 研究 資料

未定稿の中間報告、議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。

- №. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基礎問題」
- №. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その一)」
- №. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その二)」
- №. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」

- №. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
- №. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その三)」
- №. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
- №. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」
- №. 6603 議事録「児童手当制度について、経済計画における社会保障」
- №. 6604 文献解説「生活水準指数」
- №. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- №. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」
- №. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
- №. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連方式による一試算大正14年～昭和40年—」

●昭和41年度事業日誌

40. 4. 4 ISSA 文献委員会 (第4回)
41. 4. 5 第3, 第4研究会 (第14回) 協議課題「昭和40年度中間報告および41年度研究プロジェクトについて」
41. 4. 14 第5研究会 (第17回) 報告内容「アメリカの医療制度について—E. Witte の論文を中心として— (その二)」報告者専門委員 橋本正己
41. 4. 18 第6研究会 (第1回) 協議課題「本年度研究計画の作成および打合せについて」
41. 4. 19 第3研究会 (第15回) 報告内容「Methods to Induce Change at the Local Level (国連, 社会開発研究所報告 No. 2) の紹介について」報告者研究員 中村八朗
41. 4. 21 第1研究会 (第8回) 協議課題「本年度プロジェクトの進め方について」
- 同 第2研究会 (第10回) 報告内容「わが国の地域別統計による経済指標と社会指標の相関について」報告者所長 山田雄三
41. 4. 26 第1回政策研究会 研究課題「児童手当制度について」
41. 4. 28 第3回顧問会議「新年度事業計画および予算, 新年度研究プロジェクト, その他について」
- 同 第14回役員会「新年度事業計画および予算, 新年度研究プロジェクト, その他について」
41. 5. 9 ISSA文献委員会 (第5回)
41. 5. 10 第4研究会 (第16回) 報告内容「家族周期と生計費について」報告者お茶の水女子大学助教授伊藤秋子
41. 5. 12 第5研究会 (第18回) 報告内容「アメリカの社会保障制度—E. Witte の論文を中心として— (その一)」報告者専門委員 小沼 正

- 同 第6研究会 (第2回) 報告内容「各国社会保障制度の概要」報告者研究員 平石長久
41. 5. 15 社会保障研究所常務理事木村文雄の辞職が発令された。
41. 5. 17 第2回政策研究会 研究課題「経済計画における社会保障」
41. 5. 24 第2研究会 (第16回) 報告内容「コミュニティ・デベロップメントについて (その一)」報告者研究員 花島政三郎
41. 5. 26 第1研究会 (第9回) 報告内容「戦後日本の所得分布について」報告者一橋大学助教授 江見康一
- 同 第2研究会 (第11回) 報告内容「生活指標の総合化に関する提言—社会計画の方法に関する基礎問題 (所内研究資料No. 6501) を素材として—」報告者専門委員大隈一郎
41. 5. 27 第15回役員会「社会保障教室の実施要領, 第2回シンポジウムの実施, 事業実施経過, その他について」
41. 6. 1 社会保障研究所研究員として長谷川啓之 (早稲田大学大学院経済学研究科修士課程卒) が発令された。
41. 6. 2 社会保障研究所常務理事として河内泰助 (社会保障制度審議会事務局長) が任命された。
41. 6. 7 第4研究会 (第16回) 報告内容「家計主体におけるライフサイクルに関する研究について」報告者国民生活研究所調査研究部長 石崎唯雄
41. 6. 9 第5研究会 (第19回) 報告内容「アメリカの社会保障制度—E. Witte の論文を中心として— (その二)」報告者専門委員 小沼 正
- 同 第6研究会 (第3回) 報告内容「年金制度の問題

- 点」報告者厚生省年金局数理課課長補佐 沢脇 学
41. 6. 14 第3回政策研究会 研究課題「児童手当制度について(その二)」
41. 6. 16 第1研究会(第10回)報告内容「所得再分配効果の分析」報告者国民生活研究所調査研究部長 石崎唯雄
41. 6. 21 第3研究会(第17回)報告内容「1コミュニティ・デベロップメントについて(その二) 2実地調査の進め方について」報告者研究員 渡辺益男
41. 6. 23 第2研究会(第12回)報告内容「各研究に用いられている生活指標の編成に関する考察」報告者主任研究員 前田正久、研究員大本圭野
41. 6. 30 第16回役員会「社会保障教室の実施、第2回シンポジウムの実施要領、機関誌第2巻第3号の編集方針、事業実施経過、その他について」
41. 7. 4 エカフエ社会部主任 D. Moses 氏来訪、所長と面談
41. 7. 5 第4回政策研究会 研究課題「児童手当制度について(その三)」
41. 7. 7 第5研究会(第20回)協議課題「S. E. Harris : 社会保障の経済学の問題点について」司会者専門委員 中鉢正美
41. 7. 8 第1回社会保障教室開講
- 同 ISSA文献委員会(第6回)
- 同 会計検査院会計検査実施
41. 7. 12 第3研究会(第18回)協議課題「1福島県における地域区分 2調査の進め方について」司会者非常勤研究員 松原治郎
- 同 第5回政策研究会 研究課題「年金制度について」

41. 7. 14 第1研究会(第11回)報告内容「国民健康保険における抛出、給付の所得階層別分布」報告者厚生省保険局調査課長 藤 卓雄
41. 7. 18~19 第2回シンポジウム 討論内容「社会保障の体系化」出席者江見康一外18名
41. 7. 26 第3研究会(第19回)報告内容「福祉地区に関するコミュニティ・デベロップメントの意義と役割の研究、調査について」報告者主任研究員 三浦文夫
41. 7. 28 第17回役員会「昭和42年度要求予算、第2回基礎講座、第2回社会保障教室、事業実施経過、その他について」
- 同 第6研究会(第4回)報告内容「年金制度の国際比較一英、仏両国制度の対比を中心として」報告者健保連社会保障研究室研究員 上村政彦
41. 8. 3 第3研究会(第20回)協議課題「福祉地区に関するコミュニティ・デベロップメントの意義と役割の研究、調査について(その二)」報告者主任研究員 三浦文夫
41. 8. 23 第6回政策研究会 研究課題「年金制度について(その二)」
41. 8. 25 第2研究会(第13回)報告内容「地域経済連関とその指数化について」報告者 早稲田大学講師渋谷行雄
41. 8. 31 社会保障研究奨励賞懸賞論文募集締切
41. 9. 6 第7回政策研究会 研究課題「年金制度について(その三)」
41. 9. 13 第3, 第4研究会(第21回, 第17回)報告内容「福島県における実地調査の経過報告について」報告者主任研究員 前田正久、三浦文夫
- 同 第1研究会(第12回)報告内容「戦後日本における

- 社会保障の再分配効果」報告者主任研究員 地主重美
41. 9. 20 第35回合同研究会 研究課題「今後の研究事業の運営について」
41. 9. 22 第2研究会(第14回)報告内容「生活指標の選定に関する考察」報告者主任研究員、前田正久、研究員曾原利満、大本圭野
- 同 第1回社会保障教室閉講
41. 9. 27 第4研究会(第18回)報告内容「東欧諸国における老人扶養の問題」報告者中央大学教授那須宗一
41. 9. 29 第5研究会(第21回)報告内容「S.Harris: Economics of Social Security について(その二)」報告者主任研究員 地主重美
- 同 第6研究会(第5回)報告内容「所得比例制の年金制度について」報告者厚生省年金局企画課 花輪隆昭
41. 9. 30 第18回役員会「社会保障研究奨励賞懸賞論文、大内基金委員会、第2回社会保障研究所基礎講座、事業実施経過、その他について」
41. 10. 4 第8回政策研究会 研究課題「年金制度について(その四)」
41. 10. 11 第4研究会(第19回)報告内容「家族周期からみた児童扶養について」報告者非常勤研究員森岡清美、主任研究員前田正久
- 同 ISSA文献委員会(第7回)
41. 10. 12~15 第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催
41. 10. 13 第1研研会(第13回)報告内容「税制面からみた所得再分配の問題点」報告者大蔵省大臣官房調査課長楠佐今永伸二

41. 10. 25 社会保障研究奨励賞懸賞論文審査委員会
41. 10. 27 第5研究会(第22回)報告内容「S.Harris: Economics of Social Security. Part II. Finance and Reserves (その三)」報告者専門委員 中鉢正美、研究員 曾根利満
- 同 第2研究会(第15回)報告内容「生活指標の活用に関する二、三の提言—とくに生活圏と地域指標をめぐって」報告者東京大学講師 河辺 宏
41. 10. 28 第19回役員会「懸賞論文の審査結果、事業実施経過その他について」
- 同 第1回大内基金委員会開催
41. 11. 4 第1回社会保障研究奨励賞入選者の表彰式行われる。
41. 11. 8 第3研究会(第22回)報告内容「川内、飯野地区における実態調査の中間報告について」報告者主任研究員 三浦文夫、研究員中村八朗、花島政三郎
- 同 第6研究会(第6回)報告内容「資金運用について」報告者厚生省年金局資金課長木村政光
41. 11. 10 第2研究会(第16回)報告内容「U. N., Research Institute for Social Development Report, NO. 4 「生活水準指数について」報告者研究員 曾原利満
- 同 第9回政策研究会 報告内容「年金制度—年金数理—について」報告者厚生省年金局数理課長 坂中善治
41. 11. 17 第20回役員会「昭和42年度研究プロジェクト、その他の事業計画、事業実施経過、その他について」
41. 11. 22 第4研究会(第20回)報告内容「家裁事件における扶養料の算定方式について」報告者最高裁判所家庭局科学調査室員 湯沢雅彦
41. 11. 24 第5研究会(第23回)報告内容「S.Harris: Econo-

mics of Social Security について(その四) 報告者研究員 長谷川啓之

同 第1研究会(第14回)報告内容「戦後日本における社会保障の所得再分配効果について」報告者主任研究員 地主重美

41.11.29 第6研究会(第7回)報告内容「各国社会保障制度の動向について」報告者日本団体生命保険業務部次長村上清

同 第10回政策研究会 報告内容「政策研究の基本的態度について」報告者所長 山田雄三

41.12.13 第3研究会(第23回)報告内容「1. エカフエ主催のコミュニティ・デベロップメントセミナーの報告, 2. 福島県の補足調査について」報告者 1. 全国社会福祉協議会参事前田大作, 2. 主任研究員三浦文夫

同 第11回政策研究会兼第6研究会(第8回)報告内容「医療保障の国際類型について」報告者専門委員 小山路男

41.12.15 第2研究会(第17回)報告内容「生活環境モデルについて」報告者経済企画庁国民生活局国民生活課課長補佐長尾俊彦, 同課主査海野恒男

同 第4回顧問会議・第21回役員会「昭和42年度研究プロジェクト, 3周年記念事業, 第2回社会保障研究奨励賞の募集, 昭和42年度予算要求, 事業実施経過について」

41.12.19 オーストラリア, モナシユ大学政経学部教授 J. E. アイザック氏来所, 所長, 地主, 平石研究員と懇談

41.12.22 第5研究会(第24回)報告内容「社会保障の財政と投資, S.Harris; Economics of Social Security について(その五)」報告者専門委員 中鉢正美, 研究員 曾原

利満

同 第1研究会(第15回)報告内容「1 社会保障の所得再分配効果の資料と推定方法, 2 本年度プロジェクトのまとめ, 3 来年度プロジェクトの打合せ」報告者主任研究員 地主重美

42.1.10 第3研究会(第24回)協議課題「福島県における補足調査の打合せについて」提案者主任研究員 三浦文夫

42.1.12 ユニセフ(国連児童基金)中南アジア本部の Senior Planning Officer の Mr. G. V. Subda Rao 来訪, 所長および保坂哲哉氏と研究の交流について懇談

42.1.17 第12回政策研究会兼第6研究会(第9回)報告内容「医療問題—七人委員会の報告—について」報告者研究員 谷昌恒

42.1.18 ISSA文献委員会(第8回)

42.1.19 第5研究会(第25回)報告内容「S.Harris: Economics of Social Security, chapter 9. The Theory of Reserves について(その六)」報告者研究員 平石長久

同 第2研究会(第18回)協議課題「昭和41年度プロジェクトのまとめ, 昭和42年度プロジェクトの打合せについて」提案者主任研究員 前田正久

同 第22回役員会「戦後の社会保障の編纂方針, 結与関係規程の改正, 事業実施経過, その他について」

42.1.24 第3, 第4研究会(第25回, 第21回)協議課題「昭和42年度プロジェクト, 戦後の社会保障執筆内容, 福島県の補足調査について」提案者主任研究員 三浦文夫

42.1.26 第1研究会(第16回)協議課題「昭和42年度プロジェクト, 戦後の社会保障の執筆内容について」提案者主任

研究員 地主重美

42. 2. 7 第3, 第4研究会(第26回, 第22回)協議課題「昭和42年度プロジェクト, 戦後の社会保障の執筆内容について」提案者主任研究員 三浦文夫
42. 2. 8 バンコック, タマサット大学 Mr. Adul Wichiencharoen 来所, 所長と懇談
42. 2. 16 第5研究会(第26回)報告内容「S. Harris: Economics of Social Security について(その七)」報告者所長 山田雄三
- 同 第2研究会(第19回)協議課題「昭和42年度プロジェクト, 戦後の社会保障の執筆内容について」提案者主任研究員 前田正久
- 同 第23回役員会「昭和42年度事業計画, 第2回社会保障研究奨励賞授賞要領, 事業実施経過, その他について」
42. 2. 23 第1研究会(第17回)協議課題「昭和42年度プロジェクト, 戦後の社会保障執筆内容最終打合せについて」提案者主任研究員 地主重美
- 同 第13回政策研究会兼第6研究会(第10回)報告内容「イギリスの医療保障制度について」報告者研究員 長谷川啓之
42. 2. 28 第3, 第4研究会(第27回, 第23回)協議課題「福島県の補足調査について」提案者主任研究員 三浦文夫
42. 3. 14 第3, 第4研究会(第28回, 第24回)報告内容「戦後社会の構造的変化について」報告者東京学芸大学助教授 蓮見音彦
42. 3. 16 第2研究会(第20回)協議課題「戦後の社会保障の執筆内容について」提案者主任研究員 前田正久
- 同 第24回役員会「昭和42年度事業計画, 昭和42年度予

算, 事業実施経過, その他について」

42. 3. 23 第5研究会(第27回)報告内容「S. Harris: Economics of Social Security について(その八)」報告者研究員 谷昌 恒
- 同 特別研究会(第1回)報告内容「戦後の社会保障の時代区分について」報告者専門委員 小山路男
42. 3. 30 第3, 第4研究会(第29回, 第25回)報告内容「近代化と家族」報告者大阪市立大学教授 山根常男
- 同 第14回政策研究会兼第6研究会(第11回)報告内容「フランス社会保障の長期計画—とくに医療を中心として—」報告者健保連社会保障研究室研究員 上村政彦
42. 3. 31 個人研究発表会(於社会保障研究所)
- 同 社会保障研究所主任研究員前田正久(厚生省大臣官房統計調査部統計調査官), 同研究員中村八朗(関東学院大学助教授)の辞職が発令された。註()内は転出先

● 社会保障研究所法

—昭和39年7月7日 法律第156号—

第1章	総 則	(第1条—第7条)
第2章	役 員	等 (第8条—第16条)
第3章	業 務	(第17条・第18条)
第4章	財務及び会計	(第19条—第26条)
第5章	監 督	(第27条・第28条)
第6章	雑 則	(第29条・第30条)
第7章	罰 則	(第31条—第35条)
	附 則	

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第2条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

(事務所)

第3条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定 款)

第4条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

一 目 的

二 名 称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 業務及びその執行に関する事項

六 資産に関する事項

七 会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登 記)

第5条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

い。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはなら

ない。

(民法の準用)

第7条 民法（明治29年法律第89号）第44条（法人の不法行為能力）及び第60条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

第2章 役 員 等

(役員)

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

(役員の職務及び権限)

第9条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第10条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員の任期)

第11条 所長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第12条 次の各号の任一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
- 二 政府又は地方公共団体の議員（教育公務員で政令で定める者及

び非常勤の者を除く。)

(役員解任)

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の
一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一
に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その
役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生
大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事
業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、
この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代
表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(職員の任命)

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

第3章 業 務

(業 務)

第17条 研究所は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

二 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。

三 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的に達成するため に 必
要な業務

2 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚
生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なう
ことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を
受けなければならない。

第4章 財務及び会計

(事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一
日に終わる。

(予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業
年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを
変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書(以下「財
務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に厚
生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出する とき
は、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並
びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなけれ
ばならない。

(利益及び損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年
度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の
額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定
による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足
額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金を受けることができ、

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第5章 監 督

(監 督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認めら

れたものと解してはならない。

第6章 雑 則

(解 散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協 議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第4条第2項、第17条第2項、第20条又は第23条第1項の規定による認可をしようとするとき。

二 第21条第1項又は第25条の規定による承認をしようとするとき。

三 第26条の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

第7章 罰 則

(罰則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万

円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第5条第1項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第17条第1項に規定する業務以外の業務を行なったとき。

四 第24条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第27条第2項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条の規定に違反して社会保障研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)

第6条 この法律の施行の際現に社会保障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、その成立の日開始し、昭和40年3月31日に終わるものとする。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第9条 登録税法(明治29年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第19条第7号中「国民生活研究所」の下に「社会保障研究所」を「国民生活研究所法」の下に「社会保障研究所法」を加える。(所得税法の一部改正)

第10条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「国民生活研究所」の下に「，社会保障研究所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第1条 法人税法（昭和22年法律第28号）の一部を次のように改正する

第5条第1項第6号中「国民生活研究所」の下に「，社会保障研究所」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 厚生省設置法（昭和24年法律第151号）の一部を次のように改正する。

第5条第13号の次に次の一号を加える。

13の2 社会保障研究所を監督すること。

第8条第1項第12号の次に次の一号を加える。

12の2 社会保障研究所に関すること。

(地方税法の一部改正)

第13条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第72条の5第1項第6号中「国民生活研究所」の下に「，社会保障研究所」を加える。

● ● ● 役員・顧問・参与・職員名簿

<昭和42・7・1現在>

● 役員

所長 山田雄三
 理事 河角泰助
 理事(非常勤) 塩野谷九十九(名古屋大学教授)
 監事(非常勤) 寺尾琢磨(慶応大学教授)

● 顧問・参与

(順不同)

顧問 大内兵衛 社会保障制度審議会会長
 顧問 東畑精一 アジア経済研究所名誉所長
 顧問 長沼弘毅 国際ラジオ・テレビセンター会長
 参与 馬場啓之助 一橋大学教授
 参与 福武直 東京大学教授
 参与 館稔 厚生省人口問題研究所長

● 研究所員

(常勤職員)

研究部	小地三谷平渡曾都花大長村加	正美夫恒久男満子政三郎野之子	研究第1部長(研究第1部)
	地三谷平渡曾都花大長村加	重文昌長益利敦政三郎野之子	研究第2部長(" 第2部)
	三谷平渡曾都花大長村加	文昌長益利敦政三郎野之子	研究第3部長代理(" 第3部)
	谷平渡曾都花大長村加	昌長益利敦政三郎野之子	主任研究員(" 第1部)
	平渡曾都花大長村加	長益利敦政三郎野之子	研究員(")
	渡曾都花大長村加	益利敦政三郎野之子	(" 第3部)
	曾都花大長村加	利敦政三郎野之子	(" 第2部)
	都花大長村加	敦政三郎野之子	(")
	花大長村加	政三郎野之子	(" 第3部)
	大長村加	三郎野之子	(" 第1部)
	長村加	郎野之子	(" 第2部)
	村加	野之子	(" 第3部)
総務部	加鈴田唐森鹿稲石高	雄二雄雄子進子子	総務部長
	鈴田唐森鹿稲石高	真忠英ふみ昭信郷美智代	係長
	田唐森鹿稲石高	忠英ふみ昭信郷美智代	係長
	唐森鹿稲石高	英ふみ昭信郷美智代	係長
	森鹿稲石高	ふみ昭信郷美智代	係長
	鹿稲石高	み昭信郷美智代	係長
	稲石高	昭信郷美智代	係長
	石高	信郷美智代	係長
	高	郷美智代	係長

(非常勤職員)

専門委員	武中大橋小高安青森江松小	藤鉢熊本山橋川井岡見原野	中央大学教授
	中大橋小高安青森江松小	正一路正和清康治	慶応大学教授
	大橋小高安青森江松小	美郎己男武彬夫美一郎旭	慶応大学教授
	橋小高安青森江松小	郎己男武彬夫美一郎旭	国立公衆衛生院衛生行政学部長
	小高安青森江松小	己男武彬夫美一郎旭	横浜市立大学教授
	高安青森江松小	男武彬夫美一郎旭	ILO東京支局調査部長
	安青森江松小	武彬夫美一郎旭	慶応大学教授
	青森江松小	彬夫美一郎旭	東京大学助教授
	森江松小	夫美一郎旭	東京教育大学助教授
	江松小	美一郎旭	一橋大学助教授
	松小	一郎旭	東京大学助教授
	小	旭	中央大学助教授